

県南広域振興局長告示第 22 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、猿ヶ石北部土地改良区（花巻市）の定款の変更を認可した。

平成 18 年 5 月 12 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳